

卸売業者の純資産基準及び財務基準に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、卸売業者の純資産基準及び財務基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(卸売業者の純資産基準額)

第2条 業務規程第12条の3第1項の市長が定める卸売業者の純資産基準額は、別表1の左欄に掲げる取扱品目の部類ごとに、同表の相当中欄に掲げる純資産額の報告の日の属する事業年度の開始日前1年間の卸売金額（業務規程第7条の2第1項の許可を受けて1年を経過しない者については、業務規程施行規則第4条の2第6号に規定する事業の計画書に記載した最初の事業年度の開始日以後1年間の卸売の予定金額とする。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

(純資産額の計算方法)

第3条 業務規程第7条の2第5項の規定により純資産額を計算する場合には、別表2に掲げる資産の額の合計額から負債の額の合計額を控除するものとする。

2 前項に規定する資産及び負債の額は、純資産額の計算を行なう日（以下「計算日」という。）における帳簿価額により計算するものとする。

(純資産額の報告等)

第4条 業務規程施行規則第6条の3第1項の純資産額調書は、卸売市場法施行規則別記様式第2号により作成した事業報告書とする。

2 業務規程施行規則第4条の2第9号及び業務規程施行規則第6条の2の純資産額調書は、様式1（卸売市場法施行規則別記様式第2号の事業報告書のうち第2（経理の状況）の部分）により作成しなければならない。

3 業務規程施行規則第6条の3第2項及び業務規程施行規則第13条の残高試算表は、様式2により作成しなければならない。

(卸売業者の財務基準)

第5条 業務規程第78条第1項の卸売業者の財産の状況が市長が別に定める場合に該当する場合とは、次の場合をいう。

(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合

(2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回っ

た場合

- (3) 連続する3以上の事業年度において、経常損失が生じた場合
(流動資産の合計金額等の計算方法)

第6条 前条の規定により流動資産の合計金額を計算するときは、別表2に掲げる資産のうち(1)から(17)までに掲げるものの額を合計するものとする。

- 2 前条の規定により流動負債の合計金額を計算するときは、別表2に掲げる負債のうち(1)から(13)までに掲げるものの額を合計するものとする。
- 3 前条の規定により資本の合計金額を計算するときは、株式会社にあつては株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権の額を合計するものとし、株式会社以外の法人にあつては、これに準じて計算するものとする。
- 4 前条の規定により資本及び負債の合計金額を計算するときは、前項の規定により計算した資本の合計金額に別表2に掲げる負債の額の合計金額を加えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。
- 2 この要領における財務基準は直近の決算期をもって認定する。ただし、3期連続経常損益の認定については遡及するものとする。

別表1

取扱品目の 部 類	純資産額の報告の日の属する事 業年度の開始日前1年間の卸売 金額	純 資 産 基 準 額
青 果 部	50億円未満	3,000万円
	50億円以上100億円未満	6,600万円
	100億円以上200億円未満	1億5,000万円
	200億円以上300億円未満	2億7,000万円
	300億円以上400億円未満	3億6,000万円
	400億円以上500億円未満	4億5,000万円
	500億円以上700億円未満	6億円
	700億円以上1,000億円未満	7億5,000万円
	1,000億円以上	12億円
	50億円未満	3,000万円

水産物部	50億円以上100億円未満	6,600万円
	100億円以上200億円未満	1億5,000万円
	200億円以上300億円未満	2億7,000万円
	300億円以上400億円未満	3億6,000万円
	400億円以上500億円未満	4億5,000万円
	500億円以上700億円未満	6億円
	700億円以上1,000億円未満	7億5,000万円
	1,000億円以上	12億円

別表2

1 資産
(1) 現金
(2) 預金（支払期日が一年以内に到来しない定期預金を除く。）
(3) 売掛金
(4) 受取手形
(5) 有価証券（親会社株式、投資有価証券及び子会社株式を除く。）
(6) 親会社株式
(7) 商品
(8) 貯蔵品
(9) 前渡金（荷主前渡金を除く。）
(10) 荷主前渡金
(11) 前払費用（一年以内に償却され費用となるものに限る。）
(12) 未収収益
(13) 立替金
(14) 短期貸付金
(15) 未収金
(16) 仮払金
(17) (1)から(16)までに掲げるもの以外の流動資産
(18) 建物
(19) 構築物
(20) 機械及び装置
(21) 船舶及び車両その他の陸上運搬具

- (22) 工具、器具及び備品
- (23) 土地
- (24) 建設仮勘定
- (25) (18)から(24)までに掲げるもの以外の有形固定資産
- (26) のれん
- (27) 借地権（地上権を含む。）
- (28) 電話加入権
- (29) 施設負担金
- (30) (26)から(29)までに掲げるもの以外の無形固定資産
- (31) 投資有価証券（子会社株式を除く。）
- (32) 子会社株式
- (33) 出資金（子会社出資金を除く。）
- (34) 子会社出資金
- (35) 長期貸付金
- (36) 開設者預託保証金
- (37) 定期預金（支払期日が一年以内に到来しないものに限る。）
- (38) 長期前払費用（(11)に掲げるものを除く。）
- (39) 事業者保険料
- (40) (31)から(39)までに掲げるもの以外の投資等
- (41) 創立費
- (42) 開業費
- (43) 試験研究費
- (44) 開発費
- (45) 新株発行費
- (46) (41)から(45)までに掲げるもの以外の繰延資産

2 負債

- (1) 受託販売未払金
- (2) 買掛金
- (3) 支払手形
- (4) 短期借入金
- (5) 未払金（未払税金を除く。）
- (6) 未払税金

- (7) 未払費用
- (8) 前受金
- (9) 預り金 (預り保証金を除く。)
- (10) 前受収益
- (11) 仮受金
- (12) 賞与引当金
- (13) (1)から(12)までに掲げるもの以外の流動負債
- (14) 長期借入金
- (15) 預り保証金
- (16) 退職給付引当金
- (17) (14)から(16)までに掲げるもの以外の固定負債
- (18) 引当金 ((12)、(13)、(16)及び(17)に掲げるものを除く。)

(卸売業者の純資産基準及び財務基準に関する要領)

様式 1 (卸売市場法施行規則別記様式第 2 号 第 2 経理の状況)

純資産額調書

(年 月 日から 年 月 日まで)

(宛先) 札幌市長

法 人 名 称

代表者の役職及び氏名 印

業務規程施行規則第 4 条の 2 第 9 号 (業務規程施行規則第 6 条の 2) の規定により、純資産額調書について、次のとおり提出します。

(記載上の注意)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第2 経理の状況

1 貸借対照表

年 月 日現在

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	×××	IV 流動負債	×××
(1) 現金		(1) 受託販売未払金	
(2) 預金		(2) 支払手形(受託)	
(3) 売掛金		(3) 荷主預り金	
(4) 受取手形		(小計)	
(5) 有価証券		(4) 買掛金(買付け)	
(6) 親会社株式		(5) 支払手形(買付け)	
(7) 商品		(6) 預り金(買付け)	
(8) 貯蔵品		(小計)	
(9) 前渡金		(7) 買掛金(その他)	
(10) 荷主前渡金		(8) 支払手形(その他)	
(11) 前払費用		(9) 短期借入金	
(12) 未収収益		(10) 未払金	
(13) 立替金		(11) 未払法人税等	
(14) 短期貸付金		(12) 未払消費税等	
(15) 未収金		(13) 未払費用	
(16) 仮払金		(14) 前受金	
(17) 繰延税金資産		(15) 預り金(その他)	
()		(16) 前受収益	
() 貸倒引当金		(17) 仮受金	
II 固定資産		(18) 繰延税金負債	
1 有形固定資産		(19) 賞与引当金	
(1) 建物		()	
(2) 構築物		V 固定負債	
(3) 機械及び装置		(1) 長期借入金	
(4) 船舶及び車両その他		(2) 預り保証金	

(卸売業者の純資産基準及び財務基準に関する要領)

<p>の陸上運搬具</p> <p>(5) 工具、器具及び備品</p> <p>(6) 土地</p> <p>(7) 建設仮勘定</p> <p>()</p> <p>2 無形固定資産</p> <p>(1) のれん</p> <p>(2) 借地権</p> <p>(3) 電話加入権</p> <p>(4) 施設負担金</p> <p>()</p> <p>3 投資その他の資産</p> <p>(1) 投資有価証券</p> <p>(2) 子会社株式</p> <p>(3) 出資金</p> <p>(4) 子会社出資金</p> <p>(5) 長期貸付金</p> <p>(6) 開設者預託保証金</p> <p>(7) 定期預金</p> <p>(8) 長期前払費用</p> <p>(9) 事業者保険料</p> <p>(10) 繰延税金資産</p> <p>()</p> <p>() 貸倒引当金</p> <p>III 繰延資産</p> <p>(1) 創立費</p> <p>(2) 開業費</p> <p>(3) 試験研究費</p> <p>(4) 開発費</p> <p>(5) 新株発行費</p> <p>()</p>		<p>(3) 繰延税金負債</p> <p>(4) 退職給与引当金</p> <p>()</p> <p>負債合計</p> <p>(純資産の部)</p> <p>VI 株主資本</p> <p>1 資本金</p> <p>2 新株式申込証拠金</p> <p>3 資本剰余金</p> <p>(1) 資本準備金</p> <p>(2) その他資本剰余金</p> <p>4 利益剰余金</p> <p>(1) 利益準備金</p> <p>(2) その他利益剰余金</p> <p>① ○○積立金</p> <p>②</p> <p>③ 繰越利益剰余金</p> <p>(繰越損失金)</p> <p>5 自己株式</p> <p>6 自己株式申込証拠金</p> <p>VII 評価・換算差額等</p> <p>1 その他有価証券評価差額金</p> <p>2 繰越ヘッジ損益</p> <p>3 土地再評価差額金</p> <p>4</p> <p>VIII 新株予約権</p> <p>純資産合計</p>	
<p>資産合計</p>	<p>×××</p>	<p>負債及び純資産合計</p>	<p>×××</p>

注 記

1	採用する企業会計慣行	
2	親会社及び支配関係を持っている法人に対する債権及び債務	
	(科 目)	(金 額)
		千円
3	重要な流動資産、取引所の相場のある株式及び社債について、その時価が取得価額又は制作価額よりも著しく低い場合においてその取得価額又は制作価額を付したとき、及び流動資産について会社計算規則第5条第6項の規定により価格を付した場合には、その旨	
4	取締役及び監査役等役員に対する金銭債権及び金銭債務	
	役員に対する債権額	千円
	役員に対する債務額	千円
5	保証債務額	
	総 額	千円
6	受取手形割引高	千円
	受取手形譲渡高	千円
7	担保に供した固定資産の種類及び帳簿価額	
	(資産の種類)	(金 額)
		千円
8	会計方針を変更した場合は、その旨及び変更に伴う当期利益増減額	
		千円
9	財務状況に関する事項	
(1)	純資産額（貸借対照表の純資産合計の額）	千円（A）
	○年度1日当たり卸売金額（卸売業務取扱額／卸売業務営業日数）	千円（B）
	（A）／（B）	○日分相当

(卸売業者の純資産基準及び財務基準に関する要領)

(2) 流動比率 (流動資産／流動負債)	○. ○
(3) 自己資本比率 (純資産合計／負債及び純資産合計)	○. ○

(記載上の注意)

1. 株式会社以外の卸売業者にあつては、上記様式に準じて作成すること。
2. 附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。
3. 他部門勘定は、他部門に対し債権的關係にある場合には借方 (資産の部) の末尾に、債務的關係にある場合には貸方 (負債の部) の末尾に記載すること。
4. 貸借対照表の注記 5 の保証債務額には、普通保証、連帯保証、連帯債務の負担、債務者のためにする担保の提供等についてその合計額を記載すること。
5. 貸借対照表の注記 6 の受取手形割引高及び受取手形譲渡高には、裏書譲渡した手形のうち期日未到来のため手形債務者 (振出人又は引受人) が債務を弁済していない手形の合計額を記載すること。
6. 貸借対照表の注記 9 の純資産額を 1 日当たり卸売金額で除した値、流動比率及び自己資本比率は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位の桁まで記載すること。
7. 消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式 (税抜方式) と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式 (税込方式) のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。

2 損益計算書

科目	金額		
	千円	千円	千円
I 営業損益			
1 卸売業務			
(1) 受託手数料 (受託品取扱額)		(×××)	×××
(2) 買付販売損益			
1) 純売上高			
商品総売上高		×××	
売上値引及び戻り高		<u>×××</u>	×××
2) 売上原価			
期首商品たな卸高		<u>×××</u>	
商品純仕入高			
総仕入高	×××		
仕入値引及び戻し高	<u>×××</u>	<u>×××</u>	
合計		×××	
期末商品たな卸高		<u>×××</u>	<u>×××</u>
買付販売利益(損失)金額			<u>×××</u>
販売利益(損失)金額			×××
2 兼業業務			
(1) 売上高			
.....		×××	
.....		<u>×××</u>	×××
(2) 売上原価			
.....		×××	
.....		<u>×××</u>	<u>×××</u>
兼業業務利益(損失)金額			<u>×××</u>
売上総利益(損失)金額			×××
3 販売費及び一般管理費			
(1) ○○使用料		×××	
(2) ○○奨励金		×××	

(卸売業者の純資産基準及び財務基準に関する要領)

(3) 役員報酬		× × ×	
(4) 従業員給料手当		× × ×	
(5) 福利厚生費		× × ×	
(6) 退職給与金		× × ×	
(7) 退職給付引当金繰入		× × ×	
(8) 旅費交通費		× × ×	
(9) 通信費		× × ×	
(10) 運搬費		× × ×	
(11) 受託品事故損		× × ×	
(12) 会議費		× × ×	
(13) 交際費		× × ×	
(14) 寄付金		× × ×	
(15) 宣伝広告費		× × ×	
(16) 貸倒損失		× × ×	
(17) 貸倒引当金繰入		× × ×	
(18) 消耗品費		× × ×	
(19) 図書費		× × ×	
(20) 減価償却費		× × ×	
(21) 修繕費		× × ×	
(22) 保険料		× × ×	
(23) 水道光熱費		× × ×	
(24) 賃借料		× × ×	
(25) 公共負担金		× × ×	
(26) 公租公課		× × ×	
(27) 支払賦課金		× × ×	
(28) 雑費		× × ×	
()		× × ×	
()		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
営業利益(損失)金額			× × ×
Ⅱ 営業外損益			
1 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金		× × ×	

(卸売業者の純資産基準及び財務基準に関する要領)

(2) 仕 入 割 引		× × ×	
(3) 有 価 証 券 売 却 益		× × ×	
(4) 雑 収 入		× × ×	
()		<u>× × ×</u>	× × ×
2 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息		× × ×	
(2) 有 価 証 券 売 却 損		× × ×	
(3) 繰 延 資 産 償 却		× × ×	
(4) 雑 損 失		× × ×	
()		<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
経常利益（損失）金額			× × ×
Ⅲ 特 別 利 益			
1 固 定 資 産 売 却 益			
()	× × ×		
()	× × ×	× × ×	
2 前 期 損 益 修 正 益	<u>× × ×</u>	× × ×	
3 その他の特別利益			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	× × ×
Ⅳ 特 別 損 失			
1 固 定 資 産 売 却 損			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>	× × ×	
2 減 損 損 失			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>	× × ×	
3 災 害 に よ る 損 失			
()	× × ×		
()	<u>× × ×</u>	× × ×	
4 前 期 損 益 修 正 損	<u>× × ×</u>	× × ×	
5 その他の特別損失			
()	× × ×		

(卸売業者の純資産基準及び財務基準に関する要領)

()	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
税引前当期純利益（損失）金額			× × ×
法 人 税 等			× × ×
.			× × ×
法 人 税 等 調 整 額			<u>× × ×</u>
当 期 純 利 益 （ 損 失 ） 金 額			× × ×

注 記

親会社及び支配関係を持っている法人との営業取引による取引高
千円

(記載上の注意)

1. 株式会社以外の卸売業者にあつては、上記様式に準じて作成すること。
2. 附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。
3. 受託物品の受領後卸売業者の責に帰すべき事由により生じた損失は、受託品事故損勘定で処理し、買付品の売上値引は商品売上高から控除する形式で処理すること。
4. 損益計算書の総売上高及び総仕入高の記載に当たっては、内部売上高又は内部仕入高を控除すること。なお、期末たな卸高の記載に当たっては、内部取引によって生じた利益を控除すること。
5. 法人税等勘定には、当該事業年度の所得に対する法人税又は所得税、都道府県民税及び市区町村民税の申告額又は申告予定額を当該事業年度の費用として経理し、損益計算書に計上すること。
6. 消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式（税抜方式）と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式（税込方式）のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。

様式2 (用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

残高試算表 (年 月 日現在)

(宛先) 札幌市長

年 月 日提出

法人名称

代表者の役職及び氏名 印

業務規程施行規則第6条の3第2項(業務規程施行規則第13条)の規定により 年 月
日現在の残高試算表を提出する。

(卸売業者の純資産基準及び財務基準に関する要領)

1 貸借対照表

(単位: 千円、%)

科 目	前〇残高	借方	貸方	当〇残高	構成比	科 目	前〇残高	借方	貸方	当〇残高	構成比
(資産の部)						(負債の部)					
I 流動資産						IV 流動負債					
(1) 現金						(1) 受託販売未払金					
(2) 預金						(2) 支払手形(受託)					
(3) 売掛金						(3) 荷主預り金					
(4) 受取手形						(小計)					
(5) 有価証券						(4) 買掛金(買付け)					
(6) 親会社株式						(5) 支払手形(買付け)					
(7) 商品						(6) 預り金(買付け)					
(8) 貯蔵品						(小計)					
(9) 前渡金						(7) 買掛金(その他)					
(10) 荷主前渡金						(8) 支払手形(その他)					
(11) 前払費用						(9) 短期借入金					
(12) 未収収益						(10) 未払金					
(13) 立替金						(11) 未払法人税等					
(14) 短期貸付金						(12) 未払消費税等					
(15) 未収金						(13) 未払費用					
(16) 仮払金						(14) 前受金					
(17) 繰延税金資産						(15) 預り金(その他)					
() ……………						(16) 前受収益					
() 貸倒引当金						(17) 仮受金					
II 固定資産						(18) 繰延税金負債					
1 有形固定資産						(19) 賞与引当金					
(1) 建物						() ……………					
(2) 構築物						V 固定負債					
(3) 機械及び装置						(1) 長期借入金					
(4) 船舶及び車両その他 他の陸上運搬具						(2) 預り保証金					
						(3) 繰延税金負債					

(卸売業者の純資産基準及び財務基準に関する要領)

(5) 工具、器具及び備品					(4) 退職給付引当金					
(6) 土地					() ……………					
(7) 建設仮勘定					負債合計					
() ……………										
2 無形固定資産					(純資産の部)					
(1) のれん					VI 株主資本					
(2) 借地権					1 資本金					
(3) 電話加入権					2 新株式申込証拠金					
(4) 施設負担金					3 資本剰余金					
() ……………					(1) 資本準備金					
3 投資その他の資産					(2) その他資本剰余金					
(1) 投資有価証券					4 利益剰余金					
(2) 子会社株式					(1) 利益準備金					
(3) 出資金					(2) その他利益剰余金					
(4) 子会社出資金					① ○ ○ 積立金					
(5) 長期貸付金					② ……………					
(6) 関係者預託保証金					③ 繰越利益剰余金					
(7) 定期預金					(繰越損失金)					
(8) 長期前払費用					5 自己株式					
(9) 事業者保険料					6 自己株式申込証拠金					
(10) 繰延税金資産					VII 評価・換算差額等					
() ……………					1 その他有価証券					
() 貸倒引当金償還額金					評価差額金					
III 繰延資産					2 繰延ヘッジ損益					
(1) 創立費					3 土地再評価差額金					
(2) 開業費					4 ……………					
(3) 試験研究費					VIII 新株予約権					
(4) 開発費					純資産合計					
(5) 新株発行費										
() ……………										
資産合計					負債及び純資産合計					

2 損益計算書

(単位：千円、%)

科 目	前〇まで の累計	借方	貸方	当〇までの 累計	構成比
I 営業損益					
1 卸売業務					
(1) 受託手数料 (受託品取扱額)					
(2) 買付販売損益					
1) 純売上高					
商品総売上高					
売上値引及び戻り高					
2) 売上原価					
期首商品たな卸高					
商品純仕入高					
総仕入高					
仕入値引及び戻し高					
合 計					
期末商品たな卸高					
買付販売利益(損失)金額					
販売利益(損失)金額					
2 兼業業務					
(1) 売上高					
.....					
.....					
(2) 売上原価					
.....					
.....					
兼業業務利益(損失)金額					
売上総利益(損失)金額					
3 販売費及び一般管理費					
()					

(卸売業者の純資産基準及び財務基準に関する要領)

()					
()					
営業利益 (損失) 金額					
Ⅱ 営業外損益					
1 営業外収益					
()					
()					
2 営業外費用					
()					
()					
経常利益 (損失) 金額					
Ⅲ 特別利益					
1 固定資産売却益					
()					
()					
2 前期損益修正益					
3 その他の特別利益					
()					
()					
Ⅳ 特別損失					
1 固定資産売却損					
()					
()					
2 減損損失					
()					
()					
3 災害による損失					
()					
()					
4 前期損益修正損					
5 その他の特別損失					
()					

(卸売業者の純資産基準及び財務基準に関する要領)

()					
税引前当期純利益 (損失) 金額					
法人税等					
.....					
法人税等調整額					
当期純利益 (損失) 金額					